

議長交際費慶弔費支出基準

1 区議会議員関係

(1) 支出対象

現職議員、議員待遇者及びその家族（配偶者及び血族1親等）

(2) 支給金額

ア 本人及び家族（1親等の血族に限る。）の結婚の場合で、議長が結婚披露宴に招待されたとき。

出席の場合 3万円

欠席の場合 1万円

イ 病氣見舞い等（病氣見舞いの場合は、概ね1週間以上の入院に適用する。）

現職議員本人 1万円

議員待遇者本人 1万円

ウ 弔意（葬儀における香典・生花・花輪）

現職議員本人 3万円又は2万円及び生花（花輪）

現職議員家族 1万円及び生花（花輪）

議員待遇者本人 1万円及び生花（花輪）

議員待遇者家族 1万円又は生花（花輪）

2 特別職及び行政委員関係

(1) 支出対象

特別職、行政委員及びその家族

(2) 支給金額

ア 本人及び家族（1親等の血族に限る。）の結婚の場合で、議長が結婚披露宴に招待されたとき。

出席の場合 3万円

欠席の場合	1万円
イ 病氣見舞い等（病氣の場合は、概ね1週間以上の入院に適用する。）	
特別職本人	1万円
ウ 弔意（葬儀における香典・生花・花輪）	
特別職本人	3万円又は2万円及び生花（花輪）
特別職家族	1万円及び生花（花輪）
行政委員本人	1万円又は生花（花輪）
行政委員家族	1万円又は生花（花輪）

3 その他

(1) 支出対象

ア 区内選出都議会議員、他区の区長及び議長並びに退職特別職

(2) 支給金額

ア 区内選出都議会議員	区議会議員に準じる。
イ 弔意（葬儀における香典・生花・花輪）	
他区の区長及び議長	第1ブロック又は区と協議
退職特別職	1万円及び生花（花輪）

4 以上によりがたい場合は、議長の決定するところによる。